福島県土木部 I C T活用工事(土工等) 実施要領 新旧表

頁	新	旧
1 ICT 活用	1 ICT活用工事	1 ICT 活用工事
工事	(3) 対象工事及び工種	(3) 対象工事及び工種
	I C T活用工事の対象は、次のア <mark>から</mark> エとする。	ICT活用工事の対象は、次のアまたはエとする。
	(削除)	イおよびウは、全てのプロセスを選択した場合に、土工の対象工種として実施するものとし、一部のプロセスを選択した
	 (削除)	場合は、単独工事での実施も可能とする。
	なお、イおよびウは、施工を従来型建設機械で実施した場合でもICT活用工事とする。	
	2~6 (省略)	2~6 (省略)
7 実施証明	7 実施証明書	7 実施証明書
書	ICT活用工事実施証明書	ICT活用工事実施証明書
	発注者は、ICT活用工事を実施し、その竣工検査に合格した受注者に対して、福島県工事実施証明書発行事務運用基準	発注者は、ICT活用工事を実施し、その竣工検査に合格した受注者に対して、福島県工事実施証明書発行事務運用基準
	に定める実施証明書を発行するものとする。(発注方式、実施プロセス数に関わらない)	に定める実施証明書を発行するものとする。
	(削除)	なお、発行の対象となるICT活用工事は、「発注者指定型」及び「受注者希望型で全てのプロセスを実施した工事」
		とする。
	8 (省略)	8 (省略)
	附則	附則
	本実施要領は、平成29年4月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。	本実施要領は、平成29年4月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。
	ただし、ICT活用施工を取り入れる意向のある現場にあっては、適用日前に現場着手していても、設計変更の対象とするこ	ただし、ICT活用施工を取り入れる意向のある現場にあっては、適用日前に現場着手していても、設計変更の対象とするこ
	とができる。	とができる。
	附則	附則
	本実施要領は、平成29年6月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。	本実施要領は、平成29年6月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。
	附則	附則
	本実施要領は、平成30年4月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。	本実施要領は、平成30年4月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。
	时 <u>則</u>	
	本実施要領は、平成31年4月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。	本実施要領は、平成31年4月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。
	附則	附則
	本実施要領は、令和元年10月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。	本実施要領は、令和元年10月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。
	附則	附則
	本実施要領は、令和3年1月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。	本実施要領は、令和3年1月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。
	附則	附則
	本実施要領は、令和6年1月1日以降に土木部が公告する工事に適用する。	本実施要領は、令和6年1月1日以降に土木部が公告する工事に適用する。
	附則	附則
	本実施要領は、令和6年4月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。	本実施要領は、令和6年4月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。
	· · 附則	
	本実施要領は、令和7年4月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。	
	参考 1 (省略)	参考 1 (省略)
		<u>少</u> 与 」